

文京区立第九中学校PTA会則全文

第1章 名称および目的

第1条 本会は文京区立第九中学校PTAと称し、事務所を同校内(所在地 文京区本駒込3-28-9)に置く。本会は保護者と教職員との協力によって、家庭・学校・地域社会における生徒の幸福と健全なる成長をはかるとともに、会員の教養を高め、相互の親睦をはかることを目的とする。(昭和24年4月1日設立)

第2章 事業

第3条 本会はその目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 本校生徒の幸福と健全な成長をはかるための活動。
2. 会員の教養を向上するための活動。
3. 会員相互の親睦を深めるための活動。
4. その他本会の目的を達成するために必要な活動。

第3章 方針

第4条 本会は自主・独立の団体であり、他のいかなる団体の干渉を受けてはならず、政治団体・宗教団体・営利団体とは関係を持たない。また、学校行政に干渉してはならない。

第4章 会員

第5条 本会の会員は、本校在籍生徒の保護者並びに本校教職員とする。

第6条 本会は総会の承認を経て、顧問を置くことができる。ただし、校長は常任顧問とする。

第5章 役員

第7条 本会は次の役員を置く。兼任は認めない。

1. 会長 1名（保護者）
2. 副会長 3名（保護者2名、副校長）
3. 書記 4名（保護者2名、教職員2名）
4. 会計 3名（保護者2名、教職員1名）

第8条 本会役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は会務を総括し、本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 書記は総会および常任委員会に提出する議案を整理し、それぞれの会議の記録をとる。
4. 会計は本会の会計事務を処理する。
5. 会計監査は会計に関する事務を監査する。

第9条 本会役員（保護者）の任期は4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

本会役員（教職員）の任期は年度当初総会より翌年度当初総会までとする。

補充された役員の任期は前任者の残余の期間とする。

第10条 本会役員は役員候補者指名委員会の推薦により、常任委員会の承認を経て決定する。

役員に欠員が生じた場合、直ちに役員候補者指名委員会が推薦し、直後の常任委員会の承認を経て決定する。

第6章 総 会

第11条 本会の総会は1学期に開催する。ただし、会長が必要と認めたとき、または、会員の3分の2以上の要求があったときは臨時に総会を開催することができる。総会については、本部の判断により書面総会とすることができる。

第12条 本会の総会は次の事項を審議し、議決する。

1. 役員を紹介（保護者）
2. 役員を選任（教職員）
3. 決算および予算
4. 事業報告および事業計画
5. その他必要な事項（1）役員を選任（保護者） （2）その他必要な事項

第13条 本会の総会は会員の五分之一以上（委任状を含む）の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第7章 委員会

第14条 本会は次の委員会を置く。

1. 各種委員会
(1)一学年委員会 (2)二学年委員会 (3)三学年委員会 (4)6組委員会
(5)広報委員会 (6)地域活動委員会 (7)文化厚生委員会
2. 常任委員会
3. 役員会
4. 役員候補者指名委員会
5. 会計監査委員

第15条 各学年委員会においては学級から2名、その他の委員会においては学級から1名ずつ選出された委員をもって構成し、それぞれ次の活動を行う。委員会活動が困難と判断される場合には、各種委員会の選定は行わず特例措置をとることとする。

1. 各学年委員会は、各学年に属する事項を協議し、学年における行事の連絡と調整をはかる。
2. 広報委員会は、本会の広報に関する企画・立案・運営にあたり、会報を発行する。
3. 地域活動委員会は、生徒の校外生活を健全に育成するために、地域諸団体との連絡をはかり、活動を行う。
4. 文化厚生委員会は、本会の文化厚生的事業の企画・立案・運営にあたり、会員の教養を高める活動や福利厚生および親睦をはかる。
5. 会計監査委員は2名（保護者2名）とし、会員中より総会で選出し、本会の経理を監査とする。

* 特別支援学級は学年代表二名を選出し、この二名がすべての委員を兼ねることとする。ただし活動においては常任委員会への参加以外、必要があるときに参加することとする。

第16条 常任委員会は、本会の役員および各種委員会の委員長・副委員長をもって構成し、会の運営に関する事項を審議し、決定する。

第17条 役員会は、本会の役員をもって構成し、会の運営について企画・立案し、執行する。

第18条 役員候補者指名委員会は、各学級より選出された委員及び役員各一名をもって構成し、本会の役員候補者を選出する。

第19条 委員会には、委員長・副委員長を置き、兼任は認めない。ただし、役員候補者指名委員の兼任は妨げない。

第8章 会 計

第20条 本会の会計は会費をもってあてる。

第21条 本会の会費は、月額600円とする。ただし、特別に事情のある者は会長の承認を得て減免することができる。

第22条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。

第9章 付 則

第23条 文京区立第九中学校PTA個人情報取扱方法を別紙のとおり適用する。

第24条 本会則は、総会の出席者の三分の二以上の同意がなければ改正することができない。

第25条 平成14年4月1日 一部改正

平成16年4月1日 一部改正

平成22年4月1日 一部改正

平成23年4月1日 一部改正

平成25年5月10日 一部改正

平成30年3月6日 一部改正

令和2年8月24日 一部改正

令和3年5月14日 一部改正

文京区立第九中学校PTA 個人情報取扱方法

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、文京区立第九中学校PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する。

(利用目的)

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

1. 会費請求、管理等のための連絡
2. 本会の事業に関する文書等の送付
3. 本会役員・委員・会員名簿等の作成

(個人情報の取得)

第5条 本会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、PTA会長宛に書面で提出された次の事項とする。

(1) 氏名

(2) 電話番号

(3) その他必要とするもので同意を得た事項

前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

(同意の取り消し)

第6条 会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。

不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

第7条 個人情報は、本会役員が適正に管理する。

不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(保管)

第8条 個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

(第三者提供の制限)

第9条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者提供に係る記録の作成等)

第10条 個人情報を第三者（第9条第1号から第4号の場合及び都、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

(1) 第三者の氏名

(2) 提供年月日

(3) 提供する対象者の氏名

(4) 提供する情報の項目

(5) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第11条 第三者(第9条第1号から第4号の場合及び都、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

(1) 第三者の氏名/住所

(2) 第三者が個人情報を取得した経緯

(3) 提供を受ける対象者の氏名

(4) 提供を受ける情報の項目

(5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(秘密保持義務)

第12条 本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

(情報開示等)

第13条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第14条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告する。

(苦情の処理)

第15条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附 則

本取扱方法は、平成30年3月6日より施行する。

なお、この取扱方法は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、改定することができる。取扱方法を改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。